新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 定期調査・検査の報告期限の延期について

静岡県くらし・環境部建築住宅局 建築安全推進課建築確認検査室

新型コロナウイルス感染症対策における定期調査・検査の報告期限の猶予等に係る国からの協力依頼を受け、所定の期限までの報告や調査等の実施が困難である現状を鑑み、下記のとおり建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく特定建築物及び特定建築設備等の定期報告の報告期限を延期することとしました。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報告期限の延期 特定建築物・特定建築設備等(昇降機・遊戯施設を除く。)の報告期間は8月 1日から11月30日までと定めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響 により期間中に報告ができない場合には、令和2年度の報告期限を<u>令和3年2</u> 月28日までとします。

2. その他

- (1) 報告期限の延期は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う措置であり、 定期報告の義務を免除するものではありません。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により調査・検査が行えない期間についても建築物等の適切な維持保全を心掛けてください。
- (3) 次年度以降の対応については、改めてお知らせします。